

第 3 3 号議案参考資料

議 案 名

桶川市手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

建築基準法の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

(1) (2)の改正により別表の項が繰り下げられたことに伴い、引用部分の整理を行う。 (第 4 条関係)

(2) 次に掲げるものの手数料を定める。

ア 既存建築物の大規模修繕等に対する敷地と道路との関係の建築制限の緩和に係る認定の申請に対する審査 (別表第 5 1 項関係)

イ 既存建築物の大規模修繕等に対する道路内における建築制限の緩和に係る認定の申請に対する審査 (別表第 5 2 項関係)

(3) (2)の改正に伴い、項の繰下げを行う。

(別表第 5 3 項から第 6 0 項まで関係)

(4) (2)の改正に伴い、項の繰下げを行うとともに、引用部分の整理を行う。 (別表第 6 1 項関係)

(5) (2)の改正に伴い、項の繰下げを行う。

(別表第 6 2 項から第 8 4 項まで関係)

3 施行期日

公布の日